


## 早期に対応すべき検討項目（再徹底関連）について

- 11月24日に開催されたいじめ防止対策に関する関係府省連絡会議（第1回）において、いじめ対策のより一層の強化に向けた検討項目が示されたところ。
- これらについて、いじめ防止対策協議会において、専門的技術的観点から審議検討を行う。

 検討に当たっては、資料2にある「早期に対応すべき項目」のうち、学校・学校の設置者に対して再徹底すべき事項について本日及び12月に予定する協議会で優先的に審議検討の上、周知徹底を図る。

### 早期に対応すべき検討項目のうち、再徹底すべき事項

1. 犯罪行為が疑われる場合における警察との連携の徹底など、関係機関との連携強化
2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策
3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策
4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援

# 1. 犯罪行為が疑われる場合における警察との連携の徹底など、関係機関との連携強化

## 現状の認識

- いじめ加害児童生徒への対応に当たっては、**いじめ防止対策推進法（以下、いじめ法）第23条**において、**“学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処”し、“当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない”**と規定。
- 犯罪に相当するいじめ事案であっても、**学校のみで対応し、深刻な被害を招いた事例**もある。
- 学校と警察との連携強化に当たっては、学校警察連絡協議会もあるが、非行防止等を目的とした組織であり、開催頻度は、半数以上の協議会で年2～5回程度と、連絡協議会を活用して、日常的に学校が犯罪行為が疑われる場合などに相談できる体制ではない。
- ネットいじめなど従来とは異なる類型のいじめでは、被害拡大防止のため、早期に関係機関と連携して対応することが求められており、**学校が日常的に警察と相談・連携できる体制の構築、強化が重要**。

## 学校・学校設置者に周知する事項（案）

- ✓ 児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われ得るときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、**学校内で閉じることなく、いじめ法第23条に基づき、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取らなければならないこと**。この際、学校が相談しやすいよう**犯罪に該当する行為の類型を昨今の状況を踏まえて作成**。
- ✓ 各学校において、普段連携を図る警察署等との日常的な連携体制を構築し、いじめか犯罪か対応に迷う事案について通報・相談しやすいよう「**学校・警察の連絡員指定制度**」を設けることや警察OB等の「**スクールサポーター**」と**緊密に連携することを徹底**。
- ✓ 学校と警察が連携する意義等を示すため、連携したことによって事態が解決に向かった**好事例等の紹介**。
- ✓ いじめ事案が発生した際に迅速な対応がとれるよう警察だけでなく、医療、福祉などの関係機関と「**いじめ問題対策連絡協議会**」等の場を活用して平時より連携がとれる体制を構築しておくこと。

## 2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策

### 現状の認識

- いじめが発生した際には、何よりも被害児童生徒の保護を優先し、二次的な問題の発生（不登校、自殺、被害の拡大）を防止しつつ、被害児童生徒の傷ついた心のケアを行う必要。
- 加害児童生徒に対しては、自己の行為の悪質性を理解させ、健全な成長を支える視点に立ち、的確な指導・対応が求められる。
- この際、学級担任等特定の教員が抱え込むことなく、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を徹底。
- また、必要に応じて、SC・SSWに限らず、医療機関等の外部機関とも緊密に連携し、社会総がかりでいじめの防止、解消に取り組むことが重要。

### 学校・学校設置者に周知する事項（案）

- ✓ 被害児童生徒の心のケアに当たっては、SC・SSWを始め、医療機関等とも協力しつつ、二次的な問題を未然防止する対応を徹底。
- ✓ 被害児童生徒が不登校や別室登校になった場合には心のケアだけでなく、学習面でも十分な支援を行うこと。
- ✓ 加害児童生徒に対しては、加害行為の背景や加害児童生徒が抱える課題について適切なアセスメントを行いつつ、教育的配慮の下で必要な指導を行い、自らの行為を反省させることが必要であること。いじめ加害の背景に家庭での虐待等がある場合は、加害児童生徒に指導だけでなく、適切な支援を行うこと。
- ✓ 加害児童生徒に対するアセスメントや指導・支援を行うに当たっては、外部の専門機関を活用することも有効であり、児童生徒の心理や性格面からアセスメントを行う「法務少年支援センター」等の活用や、加害児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことが考えられること。
- ✓ 児童生徒のいじめ問題に係る理解を深める観点から、各学校の「いじめ防止対策基本方針」について見直しなどを行う際に、児童生徒も参画して行うことが望ましいと考えられること。

### 3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策

#### 現状の認識

- いじめ法では、保護者の責務についても規定しており、いじめへの対応に当たっては、学校と保護者が密接に連携して対応に当たることが重要。
- 一方で、保護者に対して、いじめ法や重大事態調査の調査目的、調査の限界等が必ずしも理解されていなかったり、調査実施前の説明が不十分であったことなどにより、学校や学校の設置者と関係する保護者間で十分な信頼関係が構築出来ず、対立構造に陥っている事例も発生している。
- 学校・保護者・地域が重大事態調査の調査目的等を含むいじめ法の趣旨や内容を十分に理解した上で一体となって、いじめへの対応、解決及び再発防止等に向けて取り組む必要がある。同時に、児童生徒に対してもいじめ法やいじめの定義等について学び、理解するような取組も必要。

#### 学校・学校設置者に周知する事項（案）

- ✓ 入学説明会、保護者会等の機会を通じて、保護者に対しては、平時から重大事態調査の調査目的を含むいじめ法の趣旨や内容について十分に説明する機会を設けるとともに、SNSでのいじめなど現在のいじめの態様やいじめを発見した時の連絡窓口、相談体制等について説明すること。
- ✓ 犯罪に相当するいじめについては、警察等へ通報・連絡する場合もあり得ることを事前に説明すること。
- ✓ 保護者の普及啓発を図るため、学校の設置者等が家庭・保護者向けの情報発信を行うことも重要であること。
- ✓ 「学校いじめ防止対策基本方針」について保護者の理解促進を図るとともに、見直し等の際に保護者が積極的に参画することは、学校の対応について保護者の理解が進むなど普及啓発に有効であり、積極的に取り組むことが望ましいこと。

## 4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援

### 現状の認識

- いじめの重大事態における総合教育会議の活用状況は、令和2年度調査で**72自治体**（都道府県・指定都市で**4自治体**、市町村で**68自治体**）※令和2年度 教育委員会の現状に関する調査。
- 地教行法第1条の4第1項では、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議の協議事項として規定。
- 総合教育会議を活用すること等により、地方公共団体の長と教育委員会との十分な意思疎通や重大事態における首長部局との連携強化を図ることが重要。
- また、いじめ法第28条に定める重大事態調査の実施に当たり、調査委員の人材が確保できない等の理由から、調査の開始までに時間を要し、被害児童生徒やその家族の不信感を招く事態も起きている。
- こうした事態を想定し、学校の設置者と首長部局が連携し、平時から職能団体等に協力を依頼して調査委員候補者の確保等に取り組むこと等、28条調査についても、地方公共団体の長が必要に応じて支援することが重要と考えられる。

### 学校・学校設置者に周知する事項（案）

- ✓ 地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態（1号事案）が発生した際には、総合教育会議を開催し、速やかに首長への報告、協議を行うこと。
- ✓ 重大事態が発生した際に、学校の設置者単独では、迅速な調査（いじめ法第28条に定める調査）の実施が困難な場合等には、地方公共団体の長・首長部局に対して必要な支援を求め、連携して対応すること。
- ✓ 小規模の自治体、学校法人など調査委員の人材の確保が困難な場合も想定されることから、都道府県において必要な支援を行える体制を構築しておくことが望ましいこと。